児童虐待防止アクションプラン (2021~2025) =素案=

「なくそう 子ども虐待」 ~子どもの健やかな育ちのために~



(令和2年12月時点)

岩手県要保護児童対策地域協議会岩 手 県 保 健 福 祉 部

【 目 次 】

Ι	はじめに		 • •	1
П	 児童店 児童店 本県に 東日本 	ける児童虐待等の現状と課題 選待相談対応の状況 福祉法等の改正の概要 こおける児童虐待による死亡事案の検証から 本大震災津波で被災した子どもたちへの支援 アションプランの取組実績	 	3
Ш	関係機関等	Fの主な役割・機能 - 機能	 	13
IV	関係機関等	その関連図 おおいま かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	 	16
V	児童虐待防	近上アクションプラン		
	1 虐待0)発生を予防する	 	17
	2 虐待を	E 早期に発見する	 	21
	3 虐待0)相談機能と対応を充実する	 	23
	4 虐待の)再発を防止する	 	28

児童虐待の定義(児童虐待の防止等に関する法律第2条)

この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(18歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

I はじめに

児童虐待件数は全国的に年々増加しており、県内においても増加傾向にあります。

県ではこれまで、平成17年9月に「児童虐待防止アクションプラン」を策定し、5年ごとの見直しを経ながら児童虐待防止対策を進めてきましたが、県内においても不幸な虐待死亡事例が発生しております。

児童虐待は重大な人権侵害であると共に、常に児童 (特に乳幼児) の命の危険が伴っているという認識に立ち、すべての子どもが安心して暮らすことができる社会づくりに向けて、地域住民の協力をいただきながら、児童に関係するあらゆる機関が連携を強化し、責任と役割分担を明確にした上で児童虐待の防止と対策に取り組む必要があります。

1 性格と役割

このアクションプランは、平成28年4月に策定した「児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、児童虐待を防止するため、県民、県、市町村、児童福祉関係機関・施設等が緊密な連携のもと、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、再発防止に至るまでの切れ目のない施策や活動を的確に実施するため、令和3年度以降に関係機関等が担うべき役割と具体的に取組むべきことを明らかにし、実践するための行動計画として策定するものです。

2 平成28年度から令和元年度までの取組実績(概要)

前アクションプランにおける令和元年度までの実績は、全体の取組では年々取組率が上昇しているものの、令和元年度についてはアクションII(早期発見)とアクションIV(再発防止)の取組率が前年度に比べて低い状況となっており、台風 19 号災害や新型コロナウイルス感染症対策のため、各種事業が中止されたこと等の影響がみられます。

○ アクションプランの取組区分ごとの取組率

ы /\	全 体					
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
アクション I 「発生予防」	89.9%	91.2%	91.2%	92.0%		
アクションⅢ「早期発見」	89.5%	89.5%	92.1%	89.5%		
アクションⅢ 相談・対応機能の充実	90.9%	90.9%	93.9%	94.7%		
アクションIV 「再発防止」	71.1%	80.0%	95.6%	91.1%		
平均	89.3%	90.4%	92.1%	92.2%		

3 プラン策定のポイント

(1) 平成28年の改正児童福祉法において、子どもの最善の利益を優先して考慮すること、家庭養育を優先することが明記されたほか、令和元年の児童虐待防止法改正においては、体罰禁止規定が明文化されるなど、児童虐待対応のあり方について新たな方向性が示されま

した。策定に当たっては、これら国の動向を踏まえるとともに、全国の虐待死亡事例及び 重大事例を検証した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第 16 次報告 (令和2年9月 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員 会)における提言を参考としています。

- (2) 本県において平成30年度に発生した児童虐待事案の検証委員会から出された提言の内容を盛り込んでいます。
- (3) 児童虐待とDV(ドメスティックバイオレンス)との関連性も指摘されていることから、 これまで以上にDV対策との連携を推進する視点を盛り込んでいます。
- (4) 東日本大震災津波から10年を経過しますが、依然として子どものこころやからだ、生活面への影響が懸念されます。被災体験を考慮した支援を継続します。
- (5) 新型コロナウイルス感染対策に伴う休校や外出自粛による子どもたちの見守り機会の減少や家庭内ストレス増加による虐待リスクの高まりなどへの対応として、国から示された「子どもの見守り強化アクションプラン」の視点を盛り込んでいます。
- (6) 前アクションプランの取組率が低い項目の強化・充実を含め、各項目の内容についても 検討を行いました。
- (7) その他、学識経験者や市町村をはじめとする関係機関からの意見・要望を踏まえた策定としています。

4 構成

4つの柱と12の主要項目により構成し、児童虐待防止に係る具体的な取組項目や内容、指標等を記載しています。

5 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、このアクションプランは、毎年度、その取組状況等を確認するとともに、国の動向や 県内の状況変化などを踏まえ、適時見直しを行います。

6 進行管理

アクションプランの推進に当たっては、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室において、事業の取組状況などの進行管理を行います。

また、「岩手県要保護児童対策地域協議会」における評価・助言等を事業の見直しや強化に反映します。

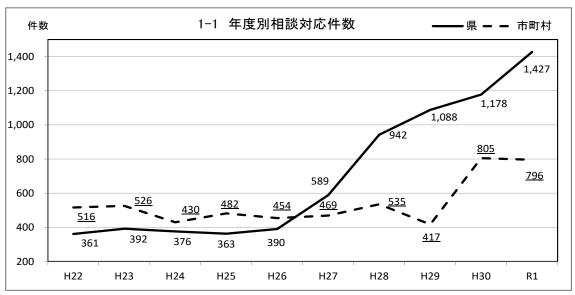
Ⅱ 本県における児童虐待の現状と課題

1 児童虐待相談対応の状況

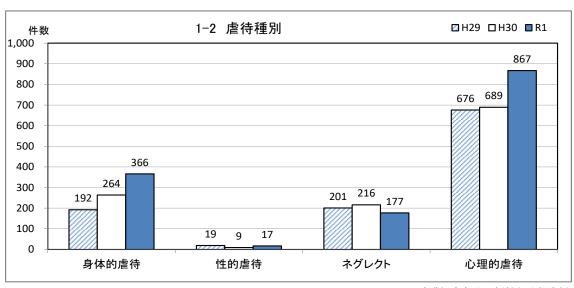
(1)児童虐待相談対応件数の推移

虐待相談対応件数は、児童相談所では平成24年度から若干減少がみられましたが、平成26年度 以降は急増しています。市町村では500件前後で推移していましたが、平成30年度に急増し、令 和元年度は若干減少したものの高止まり状態となっています。虐待種別の状況は、「心理的虐待」が 最も多く、次に「身体的虐待」、「ネグレクト」の順に多くなっています。

通告・相談対応件数の増加については、児童虐待防止対策についての啓発が進み、県民全体の理解が高まることが通告の増加につながっているものと考えられます。また、心理的虐待の増加については、児童相談所と警察との連携強化により面前DVによる児童虐待が通告につながっていること、市町村の相談においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点といった相談体制の整備が進められていることも背景にあると考えられます。



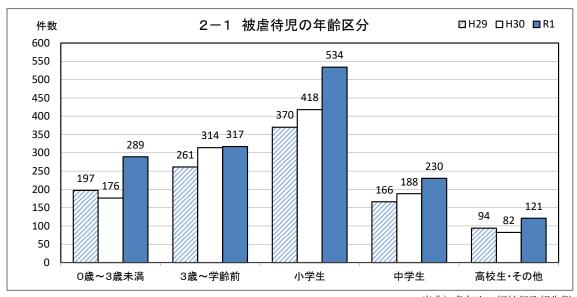
出典) 各年次 福祉行政報告例



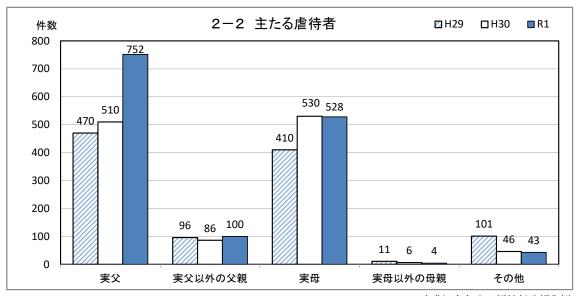
出典) 各年次 福祉行政報告例

(2) 児童虐待相談対応の状況

各年齢区分別の相談対応件数の状況をみると、「小学生」が最も多く、次いで「3歳~学齢前」、「0~3歳」と低年齢層の割合が高くなっています。 中でも「0~3歳」は令和元年度に前年比で64.2%の増加がみられました。主たる虐待者については、これまでは「実母」が多かったものが、ここ数年は「実父」の割合が増えており、令和元年度は前年度比で47.5%の増加がみられています。平成30年度に本県で児童虐待による幼児の死亡事案が発生し、再発防止に向けた取組が進む中で、乳幼児の相談対応が増加したものとみられるほか、「実父」の増加については、面前DVによる心理的虐待の相談対応が増加していることも関連しているものと考えられます。



出典) 各年次 福祉行政報告例

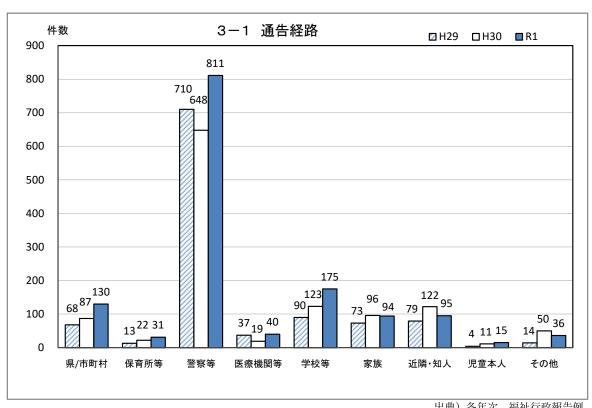


出典) 各年次 福祉行政報告例

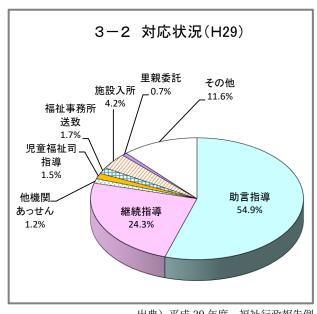
(3) 通告経路と対応の状況

児童虐待の通告経路としては、「警察等」が全体の5~6割と最も多くなっています。次いで、学 校や市町村等となっており、関係機関からの通告が多くなっています。

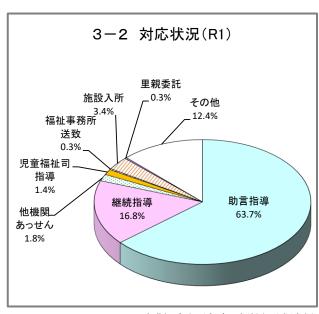
相談対応の状況は、1~数回の調査・相談を行う「助言指導」の割合が最も多く、次に中・長期 的に相談支援を行う「継続指導」となっており、全体の9割以上は在宅での支援となっています。 平成29年度と令和元年度を比較すると、在宅支援の割合が増加している状況がみられます。



出典) 各年次 福祉行政報告例



出典) 平成 29 年度 福祉行政報告例



出典) 令和元年度 福祉行政報告例

2 児童福祉法等の改正の概要

(1) 平成28年:児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律・母子保健法の改正

① 児童福祉法の理念の明確化

児童の権利に関する条約にのっとり、児童が権利の主体であり、その最善の利益が尊重される こと、児童が家庭で健全に養育されるよう国・地方自治体は支援を行うとともに、施設入所等が 必要な場合には家庭と同様の環境において養育すること(家庭養育優先の原則)が明記されまし た。

② しつけを名目とした児童虐待の禁止

児童のしつけに際し、児童の養育及び教育に必要な範囲を超えて懲戒してはならないことが明 記されました。

③ 児童虐待の発生予防

妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の法 定化、母子保健施策を通じた児童虐待の予防・早期発見と児童虐待防止施策との連携の強化を図 ること等が示されました。

④ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

身近な地域における児童や家庭への支援を充実させるため、市町村子ども家庭総合支援拠点の開設や要保護児童対策地域協議会の体制・関係機関連携の強化、児童福祉司や児童心理司の増員や弁護士・保健師の配置等による児童相談所の体制強化、児童福祉司や市町村職員の資質向上のための研修の義務化等が示されました。

⑤ 被虐待児童の自立支援

保護者に対するカウンセリングや養育支援プログラムの実施などによる親子関係再統合の支援、里親委託の推進、養子縁組里親への支援など代替的養育の強化、措置延長や自立援助ホームの対象拡大など 18 歳以降の支援の充実等が示されました。

(2) 平成29年:児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律の改正

① 児童虐待を行う保護者への司法の関与

児童福祉法第 28 条による里親委託・施設入所の申立てにおいて、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとされました。

② 家庭裁判所による一時保護の審査の導入

親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を実施する場合、家庭裁判所の承認を得なければならないこととされました。

③ 接近禁止命令の対象拡大

これまで、保護者の意に反して施設入所等の措置が取られていた場合に限定されていましたが、 同意のもとでの施設入所等や一時保護においても実施できることとされました。

(3) 令和元年:児童福祉法・児童虐待の防止に関する法律の改正

① 親権者等による体罰の禁止

親権者その他児童の養育者は体罰をしてはならないことが明記されたほか、民法第822条における親権者の懲戒権について、その在り方を検討することとされました。

② 児童の意見表明権を保障する仕組みの検討

児童福祉審議会における児童等の意見を徴する際の配慮、児童の保護や支援に当たって児童の 意見を聴く機会や児童が自ら意見を述べることができる機会を確保するなど必要な措置を講じ ることが示されました。

③ 市町村・児童相談所の体制強化

都道府県から市町村に対する必要な助言等の実施、児童相談所における専門職種の配置基準の 規定、介入機能と支援機能との分離、中核市・特別区への児童相談所の設置促進・支援が示され ました。

④ DV対応と児童虐待対応との連携強化

児童虐待の早期発見に努めなければならない者として警察官と婦人相談員も対象に加えられたほか、DV被害者及びその同伴家族の保護等における連携機関として児童相談所が明記されました。

(4) 令和2年4月「子どもの見守り強化アクションプラン」

新型コロナウイルス感染症対策に伴う休校や外出自粛による要保護児童の見守り機会の減少や、 家庭内でのストレス増加による虐待リスクの高まりが懸念されることから、地域のあらゆる機関等 が連携して対応を進めるよう国から「子どもの見守り強化アクションプラン」が示されました。

① 支援対象児童等の定期的な状況把握

要保護児童対策地域協議会において支援対象とされている就学児童、保育園・幼稚園等の児童、特定妊婦、未就園児等について、電話や訪問等により地域の関係機関が連携して定期的に状況を 把握し、個別ケース検討会議等で支援方針を検討し必要な支援へつなげること。

② 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

要保護児童対策地域協議会の構成機関・団体のほか、子育て広場や子ども食堂などを運営する 民間団体、民生委員・児童委員や保健推進員、人権擁護委員といった地域の支援者とも連携を図 り、①の支援対象児童等の状況把握のほか、支援を必要とする子どもや家庭の把握、児童虐待の 早期発見・早期対応などの効果的な実施を進めること。

3 本県における児童虐待による死亡事案の検証から

(1) 事案の概要

平成30年4月、母が不在で父と2人で暮らしていた1歳9か月の男児が十分な食事が与えられず、数日間一人で自宅に放置された結果、低栄養・脱水症状による全身機能障害で死亡に至るという痛ましい事案が発生しました。同年2月に、男児が通う認可外保育施設から市へネグレクトとして虐待通告がなされ、市において対応が進められていた中での事案発生でした。

(2) 事案検証による課題と再発防止に向けた提言

岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において事案の検証が行われ、平成 31 年 2 月に取りまとめられた報告書において、再発防止に向けた6つの提言が示されました。

① 子どもの安全確保を最優先にした対応の徹底

男児が保育施設に登園することで安全確認ができていたことから緊急性は高くないと判断していました。しかし、不在等により保護者との面接ができておらず、保育施設の利用が中止された状況を市が把握できていない中での事案発生であったことから、乳幼児のネグレクトケースのリスクアセスメントと保護者との面接実施を徹底する必要があります。

② 保護者支援と適切な介入

ネグレクト傾向のある保護者は、情報収集や援助希求ができず、子育てや地域の子育て支援サービスについての基本的な知識も十分でない場合があります。とりわけ、乳幼児のネグレクトケースは死亡につながるおそれも高いことから、繰り返し情報提供するなど積極的な関わりが必要であり、乳幼児健診未受診等はハイリスクと認識して関わる必要があります。

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

本事案は、市の要保護児童対策地域協議会において管理ケースとして報告されていましたが、具体の検討には至りませんでした。通告対応後、早めに個別ケース検討会議を開催し、関係機関の複数の視点により情報収集・問題共有とリスクアセスメント、援助方針の検討を行う必要があります。また、児童虐待相談対応に従事する職員体制づくりや、調整担当者の知識・スキルの向上を図る必要があります。

④ 関係機関による連携強化

本事案においては、男児が保育施設の利用を中止していたことや、家賃の滞納、料金滞納により 水道やガスといったライフラインが停止していたことなどが把握されていませんでした。子どもの 所属機関や関係部署、ライフライン関係事業者との連携強化により、問題の早期発見により必要な 支援へつなげていく必要があります。

⑤ 市町村における支援体制の強化及び専門性の向上

当該市においては、児童虐待相談対応をする専任の正規職員がおらず、他業務と兼務している状況でした。また、他の職員もそれぞれ業務を抱える中、その場にいる職員による話し合いで対応方針を決定する状況でした。担当職員任せではなく、組織としてのリスクアセスメントや援助方針の決定を行うとともに、ケース検討や適切な助言といったスーパービジョン体制の構築を進める必要があります。

⑥ 地域全体での児童虐待防止の取組推進

本事案については、民生・児童委員へ情報提供や協力依頼がなされていませんでした。行政による対応には限界があり、地域における見守り体制を充実する必要があることから、日頃からの連携により、リスクの早期把握と適切な支援の提供が図られるよう、地域の住民や団体がそれぞれの立場で支援を展開できるような地域づくりを進めていく必要があります。

4 東日本大震災津波で被災した子どもたちへの支援

平成 23 年 3 月 11 日に発災した東日本大震災津波は、被災孤児が 94 名、被災遺児が 489 名となるなど子どもたちに大きな傷跡を遺しました。災害発生から 10 年となりますが、ここ数年多発している様々な自然災害において当時の被災場面がフラッシュバックするケースが報告されるなど、依然として震災に関連した心のケアが必要な状況がみられます。今後も引き続き、被災地域の子どもたちの

心のケアの取組を進めるとともに、被災地域に限らず、日々の相談支援活動においては、過去のトラウマ体験に配慮するなど、トラウマについて理解したうえで相談支援を行うトラウマインフォームドケアの視点を持った対応が図られるよう、支援者に対する専門的な助言や研修等の支援の実施も必要です。

【参考】

○被災地域におけるいわてこどもケアセンターの診療延件数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1,449件	1,602件	1,560件	1,509件

出典) 岩手県子ども子育て支援室まとめ

5 前アクションプランの取組実績 (p. 11-12)

前アクションプランの令和元年度までの取組状況は、年度ごとの増減はあるものの、全般的には取 組率は上昇していましたが、一部、取組率が低い項目について、実績報告・ヒアリング等を踏まえ、 状況を整理しました。

(1)「虐待の発生を予防する」

① I-(1)-①児童虐待防止ハンドブックの改定と活用周知(取組率 0%)

平成14年度に作成された「児童虐待防止ハンドブック」は、平成18年以降は更新されておらず活用が図られていませんでしたが、平成28年1月に県が作成した「要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」が、実際の相談支援や研修の場で活用されています。また、これらハンドブック・マニュアルは、児童虐待相談対応において活用されるものであることから、指標の見直しが必要です。

② I-(2)-②中・高生の乳児ふれあい体験の実施(取組率 平均 78.8%)

学校とのスケジュール調整がつかず実施できなかったところや、学校として実施しているものの市町村担当課が関与していないため補足できていないところもみられました。乳児ふれあい体験は中・高生に対する命の尊さの理解や将来親になるための準備教育としても重要な機会であることから、引き続き実施が必要です。

③ I-(2)-⑥両親・母親学級の実施(取組率 平均 76.5%)

就労や分娩予定医療機関での受講を理由として参加率が低調なところやマンパワー不足や業務多忙により継続的な事業実施ができない市町村がみられました。多様な選択肢の一つとして市町村における事業実施は必要であることから、引き続き取組を進めます。

④ I-(3)-③子育てサークル等の育成・支援(取組率 平均 81.6%)

子育て支援センター等の活動が充実してきたことや活動の主要メンバーの子どもが就学により活動から離れることで継続ができなくなるなどの背景がうかがわれました。サークル活動は地域における身近な相談や支援の場として重要な役割を担うことから、引き続き活動支援を進めていくことが必要です。

(2)「虐待を早期に発見する」

Ⅱ-(2)-③保育所等の職員に対する研修の充実(取組率 平均81.6%)

各市町村においては、各種会議の機会等に児童虐待対応についての周知等は図っているほか、保育職員研修会なども開催していますが、児童虐待をテーマとしていなかったことから本プランの取組実績としてカウントしていないものがみられました。また、令和元年度においては、台風19号災害や新型コロナウイルス感染症対策のため中止したところもみられました。保育所職員等は、日頃から子どもや家庭と接しており、児童虐待の早期発見・早期対応の重要な役割を担うことから、引き続き研修の実施に努めます。

(3)「虐待の相談機能と対応を充実する」

(1) Ⅲ-(4)-②主任児童委員等の活動への支援(取組率 平均 47.2%)

県において主任児童委員研修会は毎年度実施していますが、各広域振興局において実施している民生委員・児童委員研修会においては児童福祉分野以外をテーマとすることもあり、アクションプランの取組実績に反映できない場合もみられました。また、令和元年度は新型コロナウイルス感染対策のため実施を見送ったところもあり、取組率がさらに低調となりました。主任児童委員等は、地域における子どもや家庭の見守りや身近な相談相手として重要な役割を担っていることから、引き続き研修の実施を進めます。

② Ⅲ-(5)-②被措置児童等への虐待の防止(取組率 平均63.4%)

広域振興局等を指標の対象機関としており、各局において指導監査等を通じて必要な指導・助 言を行っているところですが、児童福祉施設(含む 障害児入所施設)を所管していない局も対 象に含まれていることから、指標の対象となる機関を見直します。

(4)「虐待の再発を防止する」

IV-(2)-②要保護児童対策地域協議会による支援(取組率 平均 78.8%)

児童が里親委託や施設入所措置された場合、各市町村の要保護児童対策地域協議会においては 児童相談所が主担当としてケース管理されているものの、市町村ケースとして終結する場合が散 見されました。保護者やきょうだいは引き続き地域で生活しているところであり、家族再統合に 向けた支援においても地域の支援者の参画が必要です。

児童虐待防止アクションプラン (2016~2020) 取組状況

				平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和え	元年度
	区 分	項目	対 象 機関数 A	実 施 機関数 B	取組率 B/A						
		① 児童虐待防止ハンドブックの改 定と活用周知	4	0	0. 0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		② 児童虐待防止リーフレットの作 成・配布	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
		③ 県民等への虐待防止講座及び日常的な啓発活動の実施	42	35	83. 3%	31	73. 8%	36	85. 7%	36	85. 7%
	(1) 周知と啓発	④ オレンジリボン・キャンペーン(児 童虐待防止の普及啓発)の実施	46	46	100.0%	46	100.0%	46	100.0%	46	100.0%
		⑤ マスメディアやインターネット を活用した周知・啓発活動	43	36	83. 7%	38	88. 4%	37	86. 0%	41	95. 3%
		⑥ 児童に対する人権教育の実施	34	32	94. 1%	31	91. 2%	31	91. 2%	32	94. 1%
		⑦ 児童虐待の実態と要因把握	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
		① 思春期健康教育等の実施	33	30	90. 9%	30	90. 9%	29	87. 9%	30	90. 9%
ア		② 中、高校生の乳児ふれあい体験 の充実	33	26	78. 8%	27	81.8%	26	78. 8%	25	75. 8%
クシュ		③ 女性のための健康相談の充実	10	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%	10	100.0%
ョ ン I		④ 総合的な相談支援機能の整備	33	25	75. 8%	28	84.8%	27	81.8%	30	90. 9%
虐		⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
待の彩	(2) 母子保健活動の	⑥ 両親・母親学級の充実	33	26	78. 8%	26	78. 8%	25	75. 8%	24	72. 7%
発生を	充実	⑦ 父親の育児参加の促進	34	30	88. 2%	30	88. 2%	31	91. 2%	31	91. 2%
予防		⑧ 母子保健指導者研修の実施	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
する		9 産後うつ病対策の充実	42	41	97.6%	42	100.0%	42	100.0%	42	100.0%
		⑩ 乳児家庭全戸訪問事業の実施	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
		① 養育支援訪問事業の充実	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
		② 岩手県周産期医療情報ネット ワークシステムの推進	34	32	94. 1%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%
		① 子育て支援情報や相談機能の充実	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
		② 地域子育て支援拠点事業の拡充	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
	(3) 子育て家庭の支 援の充実	③ 子育てサークル、母親クラブ、 NPOの育成・支援	42	36	85. 7%	36	85. 7%	33	78. 6%	32	76. 2%
		④ 民生委員・児童委員等による地 域見守り活動の充実	33	31	93. 9%	32	97. 0%	33	100.0%	33	100.0%
		⑤ 沿岸被災地におけるNPO等と 連携したり見守り活動等の推進	14	11	78. 6%	12	85. 7%	13	92. 9%	12	85. 7%
	アク	ションI 取組率	646	581	89. 9%	589	91.2%	589	91.2%	594	92.0%
		① 県民による早期発見と通告	-	_	-	-	-	-	-	-	-
アクショ	(1) 地域における早 期発見、見守り	② 民生委員・児童委員、主任児童 委員、保健推進員等の連携及び対 応力の強化	42	37	88. 1%	37	88. 1%	36	85. 7%	36	85. 7%
ン II	体制の充実	③ 要支援家庭の早期把握と要保護 児童対策地域協議会への登録	33	32	97.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
虐待		④ 防犯ボランティアとの連携	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
早期に		① 学校等関係者に対する研修等の 充実、早期発見体制の確立	34	30	88. 2%	31	91. 2%	34	100.0%	31	91. 2%
発見	(2) 学校・医療機関	② 医療関係者に対する研修等の充 実、児童虐待通告への取組み強化	5	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%	5	100.0%
かる	・施設等における 早期発見	③ 保育所等の職員に対する研修等 の充実	34	28	82. 4%	27	79. 4%	29	85. 3%	27	79. 4%
		④ 民間相談機関との連携の充実	3	3	100.0%	2	66. 7%	2	66. 7%	3	100.0%
	アクシ	ョンⅡ 取組率	152	136	89.5%	136	89.5%	140	92. 1%	136	89.5%

				平成2	8年度	平成2	9年度	平成3	0年度	令和え	元年度
	区 分	項目	対 機関数 A	実 施 機関数 B	取組率 B/A						
		① 教育委員会との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	(1)機関連携及び	② 警察との連携の強化	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	体制設備	③ 司法機関との連携の強化	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
		④ 児童相談所の体制整備	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
		① 要保護児童対策地域協議会の実 効ある活動	33	33	100.0%	32	97. 0%	33	100.0%	32	97. 0%
		② 相談体制の充実と対応力の向上	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
	(2) 市町村の相談 機能と対応の充	③ 虐待通告後48時間以内の対応に よる児童の安全確認の徹底	33	32	97. 0%	32	97. 0%	33	100.0%	33	100.0%
	実	④ 緊急対応体制の整備	33	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%
アク		⑤ 市町村職員研修の実施	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
ション		⑥ 要保護児童対策地域協議会への 支援	12	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%	12	100.0%
III		① 専門的な対応機能の充実	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
相談		② 虐待通告後48時間以内の対応等児童の安全確認の徹底	3	2	66. 7%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
対応	(3) 児童相談所の 相談機能と対応 の充実	③ 市町村との連携と後方支援の強化	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
機能	<i>5</i> 0元美	④ 24時間児童虐待相談対応の実施	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
の充		⑤ 所長、児童福祉司・児童心理司 等の研修の受講	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
実	(4) 広域振興局の	① 市町村児童家庭相談への支援	9	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%	9	100.0%
	市町村支援の充 実	② 主任児童委員等の活動への支援	9	5	55. 6%	4	44. 4%	5	55. 6%	3	33. 3%
		① 児童養護施設等の機能の充実	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		② 被措置児童等への虐待の防止	13	8	61.5%	8	61.5%	8	61.5%	9	69. 2%
	(月) 美雄伊利の大中	③ 児童養護施設等職員の研修の充実	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	(5)養護体制の充実	④ 里親制度の普及・啓発	13	10	76. 9%	11	84. 6%	11	84. 6%	12	92. 3%
		⑤ 里親支援の充実	37	27	73. 0%	27	87. 1%	32	86. 5%	35	94. 6%
		⑥ 岩手県家庭的養護推進計画の推進	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
	アクションⅢ 取組率		264	240	90. 9%	240	90. 9%	248	93. 9%	250	94. 7%
アク	(1) 親子分離後の家	① 自立支援計画に基づく家族再統 合の取組み	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
シ ョ	族支援	② 養育者 (親) に対する支援プロ グラムの充実	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
ン IV	(2) 児童養護施設、	① 施設退所後や里親委託解除後の 支援	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
再発	里親等措置解除 後のアフターケ	② 要保護児童対策地域協議会によ る支援	33	20	60.6%	24	72. 7%	31	93. 9%	29	87. 9%
防止	アなどの充実	③ 自立・就労に向けた支援	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
	アクシ	ョンIV 取組率	45	32	71.1%	36	80.0%	43	95. 6%	41	91.1%
	全体	取組率	1, 107	989	89. 3%	1,001	90. 4%	1,020	92. 1%	1,021	92. 2%

Ⅲ 関係機関等の主な役割・機能

機関名	主な役割・機能
	○ 児童虐待防止に係る施策の企画立案
県(子ども子育て	○ 県要保護児童対策地域協議会の開催
支援室)	○ 研修会などの開催
	○ 強制入所等の保護者への接近禁止命令
	○ 通告・相談の受理、援助
	○ 児童虐待のおそれのある保護者への立入調査、出頭要求、再出頭要求、臨
	検又は捜索等の実施
	○ 一時保護・同意入所等の保護者への面会・通信等の制限
	○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援
福祉総合相談セン	○ 虐待通告後 48 時間以内の児童の安全確認
ター・児童相談所	○ 緊急時の子どもの一時保護、児童福祉施設への入所措置
婦人相談所	○ 一時保護、施設入所等児童の権利擁護の取組
	○ 児童虐待防止の観点から保育の利用が適当であると認められる児童の市
	町村への報告等
	○ 市町村への後方支援
	○ 家庭裁判所への送致
	○ DV相談、女性一時保護への対応
	○ 児童家庭相談への対応
	○ DV相談への対応
広域振興局	○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致
(保健福祉環境	○ 市町村への後方支援(要保護児童対策の情報交換、個別ケース検討会議で
部•保健福祉環	の助言など)
境センター)	○ 生活保護費の支給等による支援
保健所	〇 母子生活支援施設への入所措置
	○ 母子保健事業に係る広域調整や、連携機能の強化などの市町村への専門的
	支援
	○ 要保護児童対策地域協議会調整機関の運営
	○ 地域の子ども・家庭の実態把握○ 通告・相談の受理、援助
 市町村	
	○ 子どもや家族に対する指導、援助等の支援○ 福祉総合相談センター・児童相談所への援助要請、送致
課・母子保健担当	○ 福祉総合相談センター・児童相談所への援助要請、送致 ○ 福祉総合相談センター・児童相談所への立入調査、一時保護実施要請の通
課)	知
	▽型 ○ 虐待やDV又はそれらのおそれのある児童の保育所への入所決定
	○ 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の取組
	○ 妊娠、出産、子育でに関する相談、支援
	○ 外が、山産、丁育でに関する作品、文版 ○ ハイリスクケースの把握と対応

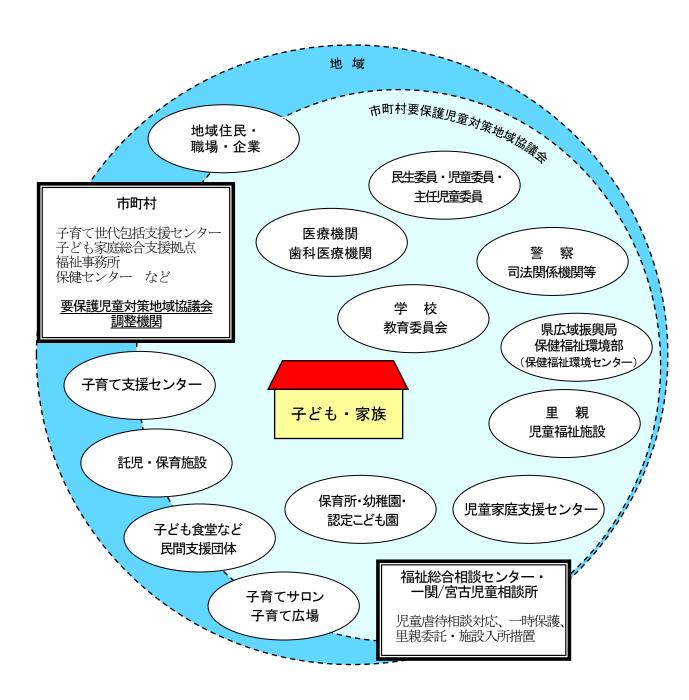
機関名	主な役割・機能
NA IA 'H	○ 家庭児童相談室による児童家庭相談への対応
	□○ 福祉総合相談センター・児童相談所への送致
市福祉事務所	○ 生活保護費の支給等による支援
	○ 母子生活支援施設への入所
	○ 家族への個別支援(育児不安等についての相談指導等)
地域子育て支援セ	○ 子育てサークルの育成・支援
ンター	○ ハイリスクケースの把握と市町村への報告
	○ 教職員への研修・啓発
県教育委員会	○ 保護者からの相談への対応
市町村教育委員会	○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告
学校	○ ハイリスクケースの安全確認と見守り
	○ 学校における人権教育の実施
	○ 人身安全に係る相談・援助
	○ 子どもの保護(福祉総合相談センター・児童相談所への通告等)
警察	○ 福祉総合相談センター・児童相談所からの援助要請への対応
	○ 地域のハイリスクケースの把握と必要に応じた通告
	○ 児童虐待事件の捜査
	○ 医学的観点に基づく虐待の疑いについての判断
 医療機関・歯科医	○ 要支援・要保護児童としての通告
療機関、機関団体	○ 傷害事件等としての警察通報
	○ 関係機関と連携した被害児童に対する治療等の支援
	○ 医療従事者等に対する児童虐待に係る研修の実施
	○ 児童虐待の疑いのある保護者への臨検又は捜索のための許可状の交付
	等
家庭裁判所	○ 親権者の同意を得られない施設入所の承認
	○ 親権者の同意が得られない一時保護延長の承認
	○ 親権者の変更、親権喪失宣告、養子縁組の許可及び特別養子縁組の成立
	○ 家事相談
弁護士、弁護士会	○ 法制度の適切な活用についての助言
	 ○ 地域活動を通じた虐待予防と早期発見、必要に応じた通告
民生委員・児童委	○ 家庭の見守りや相談支援
員、主任児童委員	○ 福祉総合相談センター・児童相談所、市町村(福祉事務所を含む)との連
	携に基づく虐待家庭の状況把握
保育所·幼稚園·認	
定こども園・児童	○ 保護者に対する養育支援(相談対応、助言等)
館、放課後児童ク	○ ハイリスクケースの把握と必要に応じた通告
ラブ	
里親	○ 虐待被害を受けた児童の養育の受託
/I/Ju	

機関名	主な役割・機能
児童養護施設・乳	○ 虐待被害を受けた児童の心と体のケア
児院・障害児入所	○ 福祉総合相談センター・児童相談所との連携による、親子再統合に向けた
施設 • 児童自立支	相談・援助
援施設・児童心理	○ 入所児童の権利擁護の取組
治療施設	○ 被措置児童等虐待防止の取組
母子生活支援施設	○ 関係機関と連携した入所母子家庭の心と体のケア、自立に向けた支援
日間日仕 (NDO	○ 児童虐待防止の啓発の取組
民間団体(NPO	○ 育児不安、児童虐待等に関する相談支援
(等) 	○ 児童の権利に関する啓発の取組
用 尼	○ 児童虐待についての理解と虐待を受けていると思われる児童を発見した場
県民	合の通告、地域の子ども・家庭への見守り

IV 関係機関等の関連図

児童虐待の予防・早期発見・早期対応・再発防止に向けた支援は、一つの機関ですべての役割を担うことはできません。関係機関が連携し、それぞれが有する機能を発揮しながら役割を果たすことが重要であり、その中心を担うのが要保護児童対策地域協議会です。

●地域における児童虐待防止・対策体制のイメージ



※要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の2に規定されている要保護児童等に関する適切な保護を図るために必要な情報交換、支援内容に関する協議を行なうもの。

Ⅴ 児童虐待防止アクションプラン

1 虐待の発生を予防する

児童虐待相談対応件数を通告経路別にみると、警察や学校といった関係機関からの通告割合が大きくなっていますが、家族や近隣知人といった地域からも年間 200 件程度の通告が寄せられています。これまでの啓発等の取組により、面前 DV など心理的虐待についての認知が進んだことなど、児童虐待の社会的な認知の広がりや関係機関の連携が進んできたことから、潜在化していた事例や軽微な案件も通告や情報提供がなされるようになり、相談対応件数の増加につながっているものと考えられます。

また、平成 28 年に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの最善の利益を優先することや家庭養育優先の原則が明記され、令和元年に改正された児童虐待の防止等に関する法律では、保護者による体罰の禁止が規定されました。児童虐待の予防、早期発見のためには、子どもの権利擁護についての理解促進も含め、県民一人ひとりの更なる機運醸成が必要であるため、より一層普及啓発に取り組みます。

育児不安やストレスの増大、子育ての孤立化は児童虐待の大きなリスクとなります。妊娠期から 子育で期まで切れ目のない支援を行う体制の整備や、母親だけでなく家族全体で子育でする意識の 醸成を図るとともに、民生委員・児童委員や主任児童委員、ボランティア、子育で支援組織、民間 支援団体などの地域の資源やネットワークを活用しながら、地域での気軽な相談対応、家庭訪問等 のアウトリーチ型の支援、一時預かりサービスなど地域の子育で支援の充実に努めます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波から 10 年が経過し、被災地域の復興が進んできていますが、被災体験のフラッシュバックや被災生活の長期化によるストレスなど、依然として子どもの心のケアが必要とされています。震災や児童虐待被害など、逆境的な経験を持つ子どもたちのケアのため、トラウマ体験に配慮した支援(トラウマインフォームドケア)の実施を推進します。

(1) 周知と啓発等

項目	取組の主体	内容	指標
① 児童虐待防止リ	県本庁	児童虐待の防止について県民の関心を高め	• 児童虐待防止
ーフレットの作成		るとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影	月間等での配
配布		響、通告義務などについて周知するため、リー	布部数
		フレットを作成し、配布する。	

項目	取組の主体	内容	指標
② 体罰禁止を含め	広域振興局	体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法	県民向け講座
た県民等への虐待	市町村	定化されたことを踏まえ、児童虐待防止につい	等の開催数
防止講座及び日常		ての県民向けの講座等を開催するとともに、日	・ 啓発活動の実
的な啓発活動の実		常的に啓発活動を実施する。	施回数
施			
③ オレンジリボン・	県本庁	児童虐待防止推進月間 (11月) を中心に、関	• 講演会等参加
キャンペーン(児童	児童相談所	係機関や団体が一体となった集中的な啓発活	者数
虐待防止の普及啓	広域振興局	動を実施するとともに、講演会やシンポジウム	
発)の実施	市町村	等を開催する。	
	民間団体		
④ マスメディアやイ	県本庁	各種広報媒体やホームページ等による児童	• 広報実施回数
ンターネットを活	広域振興局	虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児	
用した啓発活動	市町村	童相談所全国共通ダイヤル(189)や相談窓口	
		を周知する。	
⑤ 児童に対する人	県教育委員	子ども自身が子どもの人権について理解し、自	・人権教育の実
権教育の強化	会	尊意識を高めるため、学校等における人権教育	施回数
	市町村教育	を実施する。	
	委員会		
	学校		
	(民間団体)		
⑥ 県民等への児童	県本庁	県民全体の児童の権利に関する理解を深める	• 実施回数
の権利に関する啓	広域振興局	ため、広報や講座等を実施する。	
発活動の実施	市町村		
	学校		
	(民間団体)		
⑦ 児童虐待の実態	県本庁	・県及び市町村の虐待相談 (統計データ等) の	データ取りま
と要因把握	児童相談所	現状分析等により児童虐待の実態と発生要因	とめの件数
	市町村	を把握する。	・死亡・重大案
		・児童虐待による死亡・重大事案について検証	件の検証の実
		する。	施回数

(2) 母子保健活動の充実

項目	取組の主体	内容	指標
① 総合的な相談支 援機能の充実	市町村	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な ニーズに対して、総合的な相談支援を提供す る窓口を設置するとともに、機能を充実させ	・子育て世代包括 支援センターの 設置状況
		S.	以巨小小
② 思春期健康教育	市町村	若年出産のリスク、性感染症の胎児への影	• 出前講座等実施
等の実施	(保健所)	響、デートDV、望まない妊娠等についての出	回数
		前講座等を実施する。	

項目	取組の主体	内 容	指標
③ 中、高校生の乳児 ふれあい体験の充 実	市町村	子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	・ふれあい体験の実施回数
④ 女性のための健 康相談の充実	保健所 (市町村、県 本庁)	女性健康支援センター(保健所)において、 妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを 有する女性のための相談(妊産婦のメンタル ヘルス、望まない妊娠、避妊など)を実施する。	・妊娠等に関する 相談件数
⑤ 妊産婦・乳幼児 健診未受診者対策 の充実	市町村	妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の 受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等 の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊 婦又は要支援児童として要対協に登録する 等、より積極的な支援を行う。	・未受診者に対す る訪問・面接・電 話による指導実 施率 ・要対協への登録 件数
⑥ 両親・母親学級 の充実	市町村 (医療機関)	・ 妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・ 研修等を通してSBS(乳幼児揺さぶられ症候群)、AHT(虐待による乳幼児頭部外傷)の予防について周知する。	・研修・交流会等の 実施回数
⑦ 父親や祖父母な ど家族全体での育 児参加の促進	県本庁 (市町村)	・ 育児ハンドブックの配布等により家族全 体での育児参加への意識啓発を行う。	・ハンドブック等 啓発物配布数
⑧ 母子保健指導者 研修の実施	県本庁	・ 母子保健対策を充実するため、市町村等の 母子保健指導者に対する研修会を実施する。	·研修会参加者数
⑨ 産後うつ病対策の強化	市町村 保健所 医療機関	母親の心身の健康支援を行うため、産後う つの理解促進と相談対応を強化する。	・産後うつスクリーニング実施機関数
⑩ 産前・産後ケアの 充実	市町村 保健所 医療機関	安心した出産や育児ができるよう、産前・産 後の支援を行う。	・実施件数
① 乳児家庭全戸訪 問事業の確実な実 施	市町村	乳児のいるすべての家庭を訪問し、相談対 応や情報提供を行うとともに、要支援家庭を 把握する。	・家庭訪問実施率
① 岩手県周産期医療情報ネットワークシステムの推進	県本庁 市町村 医療機関	医療機関や市町村の連携を促進し、周産期 医療情報の共有を図りながら、妊婦のリスク に応じた適切な保健指導等を実施する。	・参加機関数

(3) 子育て家庭への支援の充実

項目	取組の主体	内容	指標
① 子育て支援情報 や相談機能の充実	県本庁 市町村 県教育委員 会	・ホームページや SNS 等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、研修など人材育成事業により、子育て支援の中核的施設として県が設置する「子育てサポートセンター」の機能を充実させる。	・ホームページ サイトビュー 件数・相談件数・研修会の開催 回数
② 相談支援拠点の 設置	市町村	支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	・子ども家庭総 合支援拠点の 設置市町村数
③ 訪問支援事業 (養育支援訪問事業・子育てヘルパー等)の充実	市町村	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	・訪問事業の実 施件数
④ 預かり支援(一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ)の実施	市町村	病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	・実施件数
⑤ 貧困状態にある 子どもの実態把握 と関係機関との情 報共有	市町村	経済的に生活が困難な子どもの状況を把握 し、関係機関との連携により、子どもの健全育 成を図る。	・対象世帯数
⑥ 地域子育て支援 拠点事業の拡充	市町村 (広域振興 局)	地域子育て支援センター等の活動の充実を 図るとともに、職員研修等を実施する。	· 支援拠点設置 個所数
⑦ 子育てサークル、 母親クラブ、NPO の育成・支援	市町村 広域振興局	子育てサークルや子育て支援団体等の活動 の充実を図るため、情報提供や団体の育成など を支援する。	・活動団体数
⑧ 民生委員等における地域見守り活動等の充実	市町村	地域での見守りや身近な相談窓口として、民 生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援 コーディネーターなどによる活動を支援する。	・活動事例、子 育てサロンの 実施数
⑨ 東日本大震災津 波の被災体験等に 配慮した相談支援 の推進	市町村 児童相談所 広域振興局 学校(教育委 員会) 民間団体	心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被 災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可 能性へ配慮したケア(トラウマインフォームド ケア)の実施を進める。	・震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数

2 虐待を早期に発見する

児童虐待を早期に発見するためには、県民一人ひとりが児童虐待についての理解と認識を深めることが必要です。本県では、平成30年に1歳9か月の男児が児童虐待により死亡するという痛ましい事案が発生しましたが、地域ではその家庭への心配な声が上がっていたものの、それを適切な支援につなげることができなかったことが指摘されています。地域で心配な子どもや家庭を発見した場合、市町村や児童相談所への通告や情報提供につなげられるよう、児童虐待についてのさらなる周知啓発に努めていきます。

日頃から子ども家庭と関わる機会が多い学校職員、保育所・幼稚園等職員、保健・医療・福祉関係者等は、児童虐待の早期発見のキーパーソンであり、児童虐待の防止等に関する法律第5条に基づき、児童虐待の早期発見に努めることとされています。また、ライフライン事業者・団体や民間支援団体などは、支援を必要とする家庭の生活状況の変化を把握しやすい立場にあります。児童虐待の早期発見のためには、こういった関係機関等の情報共有と要保護児童対策地域協議会への情報集約が重要であり、それを踏まえた早期対応につなげていくことが求められます。関係機関における見守り体制を充実させていくため、児童虐待に関する研修や情報提供等を実施し、関係者の資質向上が図られるよう努めていきます。

(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実

項目	取組の主体	内 容	指標
① 県民による早期 発見と通告	県民	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第 25 条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき通告する。	• 児童虐待相談 対応件数
② 民生委員·児童委 員、主任児童委員、 保健推進委員等の 連携及び対応力の 強化	市町村 広域振興局 (県本庁)	民生委員児童委員協議会等を活用した研修 や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応 力や委員間の連携強化を図る。	・情報共有又は 研修等の実施 数
③ 要支援児童、特 定妊婦の早期把握 と要対協への登録	市町村	虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任 児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護 児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に 必要な支援を実施する。	・家庭訪問等を 実施した要支 援世帯、特定妊 婦数 ・要対協への登 録件数
④ 市町村内部における情報共有の促進	市町村	児童のいる家庭について、税滞納等生計に関する情報や家庭の現況に関する情報を共有する。	・実施件数
⑤ ライフライン関 係機関との連携	市町村	児童のいる家庭について、料金の滞納やライフラインの休停止といった生計に関する情報 を共有する。	・実施件数

項目	取組の主体	内 容	指標
⑥ 民間団体・企業等 との連携	市町村	子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携 し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用 児童・家庭で心配な情報を共有する。	・実施件数
⑦ 防犯ボランティ アとの連携	警察本部 (市町村)	少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	・チラシ配布や 研修等の実施 回数

(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

項目	取組の主体	内容	指標
① 学校等関係者に 対する研修等の充 実・早期発見体制 の確立	県教育委員 会 市町村教育 委員会 学校	学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	・研修又は会議 での情報提供 等の実施回数 (年1回以上)
② 医療関係者に対する研修等の充実、 児童虐待通告への 取組みの強化	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	・研修又は情報 提供等の実施 回数
③ 保育施設等の職 員に対する研修等 の充実	市町村県本庁	保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、研修や会議における情報提供等により児童虐待対応の資質向上を図る。	・研修又は情報 提供等の実施 回数(年1回以 上)
④ 民間相談機関との連携の充実	児童相談所 関係団体	NPO、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	・連絡会議の開 催回数

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

年々増加する児童虐待通告への適切な対応と、死亡や重症に至る重大な児童虐待事案の発生を防ぐために、関係機関がそれぞれの役割を最大限発揮できるとともに、日頃からの連携が図られるよう、さらなる取組の強化に努めます。とりわけ、子どもの面前でのDVは心理的虐待であるとともに、児童が直接被害を受ける可能性もあることから、DV相談対応においては市町村や児童相談所においても婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター、警察との連携を進める必要があります。

また、全国の死亡事例において、支援対象家庭の転居により転居先の市区町村・児童相談所において適切な支援が行われなかった例が報告されていることから、転居先での支援及び転入後の支援が切れ目なく実施されるよう、確実な引継ぎの実施が必要です。

市町村は児童相談対応の第一義的な機関であり、要保護児童対策地域協議会は地域における児童 虐待対応の中核となる重要な役割を担っています。地域が一体となった児童虐待対応を進めるため、 子どもや家庭に関わるあらゆる機関が連携を図るとともに、今まで以上に組織的かつ専門的な対応 が可能となるなど、要保護児童対策地域協議会の実効的な運営が図られるよう、研修や市町村の対 応支援を強化していきます。

児童相談所においては、児童福祉司等の計画的な増員や老朽化した建物の改築等も含めた児童虐待相談体制の強化を進めているところです。しかし、児童虐待対応件数が急増しており、複雑・多問題を抱えるケースへの対応が求められることから、職員の研修やスーパーバイズ機能を充実することにより、専門性の向上を図ります。また、児童相談所は、地域の児童福祉に関する専門機関としての役割もあることから、研修や助言対応等により市町村や各関係機関への支援も行っていきます。

(1)機関連携及び体制整備

項目	取組の主体	内容	指標
① 学校・教育委員 会との連携の強化	児童相談所 県教育委員 会 市町村教育 委員会	個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報 共有を図る等、連携を強化する。	・連絡会議等の 実施回数
② 警察との連携の 強化	児童相談所 警察	連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	・連絡会議、現 場対応訓練等 の実施回数
③ 司法機関との連 携の強化	児童相談所 警察 司法機関	協同面接、連絡会議等の実施を通じ、連携を 強化する。	・協同面接の実施状況・連絡会議等の実施回数

項目	取組の主体	内容	指標
④ 医療・歯科医療機 関との連携強化	児童相談所 市町村 医療機関	子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	・主治医訪問、支援会議への参加回数
⑤ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ	児童相談所 市町村	支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	・転出/転入に よる引継ぎ件 数

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

項目	取組の主体	内 容	指標
① 要保護児童対策 地域協議会の実効 ある活動	市町村	「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務 マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会 議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応 研修等を実施する。	 ・代表者会議の 開催回数(年 1回以上) ・実務者会議の 開催回数(概 ね3か月に1 度) ・要対協における研修の開催 回数
② 個別ケース検討 会議の開催	市町村	個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握 と適切な支援を実施する。	・個別ケース検 討会議の開催 回数(実施割 合)
③ 専門職員の確保 等による相談体制 の充実	市町村	相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、 児童福祉と母子保健等の関係部署との連携に よる相談支援を実施する。	・相談担当職員 2名以上の配置 市町村数
④ 虐待通告後 48 時間以内の対応による児童の安全確認の徹底	市町村	虐待通告から 48 時間以内に児童の安全確認 を行う	・虐待通告から 児童の安全確認 まで所要時間48 時間以内の対応 率100%
⑤ 24 時間緊急対応 体制の整備	市町村	休日・夜間などの緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	・休日・夜間対 応の実施市町村 数

項目	取組の主体	内 容	指標
⑥ 職員の研修受講	市町村	市町村の相談対応機能の充実のため、担当	・研修の受講回
による対応力の向		職員に児童虐待対応研修や要対協調整担当者	数
上		研修等を受講させる。	

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

項目	取組の主体	内 容	指標
① 専門職員の拡充 等による児童相談 所の体制強化	県本庁 児童相談所	児童虐待対応件数の増加に対応するため、 児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的 な増員を進める。	・児童福祉司、 児童心理司の 配置数
② 専門的な対応機 能の充実	児童相談所	弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	・弁護士、精神 科医師等から 助言による指 導実施回数 ・スーパーバイ ザー研修派遣 者数
③ 虐待通告後 48 時間以内の対応等児童の安全確認の徹底	児童相談所	虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・捜索等への対応体制を整備する。	・虐待通告から 児童の安全確 認まで所要時間 48 時間以内 の対応率100%
④ 市町村との連携	児童相談所	市町村との日常的な情報共有、個別ケース 検討会議への参加、市町村が実施する子育て 支援事業等の利用調整など、児童相談所が主 担当となっているケースの市町村との連携を 強化する。	・(児相ケース の)個別ケース 検討会議参加 回数
⑤ 市町村、要保護児 童対策地域協議会 への支援	児童相談所	市町村への巡回支援、個別ケース検討会議 への参加等により市町村との連携や支援を強 化する。	・市町村への巡回支援回数・(児相ケース以外の)個別ケース検討会議参加回数
⑥ 24 時間児童虐待 相談対応の実施	児童相談所	休日、夜間も含め、相談へ対応する。	・休日、夜間に おける児童虐 待相談件数

項目	取組の主体	内 容	指標
⑦ DV相談支援機 関との連携強化	児童相談所	児童虐待とDVとの関連が指摘されている ことから、子どもがいる世帯におけるDVの 情報共有や連携した相談支援を実施する	・DV関連の児 童虐待通告対 応件数
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上	児童相談所	管理者、専門職員の資質向上を図るため、全 国研修等を積極的に受講する。	・研修の受講者 数
⑨ 関係機関職員の 研修受講による対 応力の向上に向け た支援	児童相談所	児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機 関の職員の対応力向上を目的とした研修を実 施するとともに、講師を派遣する。	・児相主催研修 の受講者数 ・講師派遣の実 施回数

(4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実

項目	取組の主体	内容	指標
① 市町村児童家庭 相談への支援	広域振興局	職員の研修受講の機会を確保するととも に、要保護児童の情報交換等の実施、市町村 の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相 談援助関係者等に対する研修開催等により市 町村を支援する。	・情報交換等の 実施回数 ・市町村個別ケ ース検討会議 への参加回数
② DV相談の充実 と関係機関連携の 強化	広域振興局	児童虐待とDVとの関連が指摘されている ことから、子どもがいる世帯におけるDVの 情報共有や連携した相談支援を実施する。	・子どもがいる 世帯における DV関連相談 件数
③ 民生委員・児童委 員、主任児童委員等 の活動への支援	広域振興局	民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	・研修等の実施 回数

(5) 社会的養育の充実

項目	取組の主体	内容	指標
① 児童養護施設等 における機能の充 実	児童養護施 設等	心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設 等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を 実施する。	カウンセリング、心理療法の実施回数
② 家庭的な養育の 推進	児童相談所 里親 児童養護施 設等	里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する	・里親委託率・一時里親利用数

項目	取組の主体	内容	指標
③ 被措置児童等へ の虐待の防止	県本庁 児童相談所 児童福祉施 設等 広域 興局 里親 児童 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化する。	・助言、指導、研修会の実施(受講)回数
④ 被措置児童等の 権利擁護の取組の 充実	児童相談所 里親 児童養護施 設等	一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子 どもが多様な方法で自分の意見を表明できる よう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	・児童への説明 の実施回数
⑤ 児童養護施設等 職員の研修の充実	県本庁 児童相談所 児童養護施 設等	児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	・児童養護施設 等職員への研 修の実施回数 ・基幹的職員 (スーパーバイ ザー)養成研修 等の受講者数
⑥ 里親制度の普及・ 啓発	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	・普及啓発の実 施回数
⑦ 里親養育支援の 充実	市町村児童相談所児童養護施設等県本庁	里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要対協への登録等を促進する。	・里親親親皇、相 異親親皇、相 明置の 明世の 明世の 明世の 明世の 明世の 明世の 明代の 明明の 明明の 明明の 明明の 明明の 明明の 明明

4 虐待の再発を防止する

虐待の再発を防止するためには、保護者や児童に対する支援と、地域における支援体制の調整が 必要です。

保護者に対してはペアレントトレーニングやカウンセリング等の支援プログラムを、児童に対しては虐待による心身のダメージのケアを並行して実施するとともに、これらのプログラム終了後も引き続き、適時のモニタリングにより状況を把握し、再発防止に努めます。

里親委託や施設入所の終了後の在宅生活においては、児童相談所や施設等のアフターケアに加え、 地域における支援も重要です。要保護児童対策地域協議会を中心とし、委託・入所中から地域との 情報共有や支援方針の検討を行い、スムースな家庭復帰とその後の継続的な支援に向けて連携を図 ります。

里親委託や施設入所から、学生や社会人として自立生活を始めた児童の中には、生計維持が困難となるなど心身の不調がみられる事例も少なくありません。さまざまなトラブルに巻き込まれてしまうこともあり、自立生活の安定化や継続のための支援も必要とされています。日常的な相談対応のほか、経済的な支援、住まいの確保等の支援の一体的な展開を進めます。

(1) 親子分離後の家族支援

項目	取組の主体	内容	指標
① 自立支援計画に 基づく家族再統合 の取組み	児童相談所 児童養護施 設等 (里親)	家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	• 自立支援計画 作成数
② 親子に対する支援プログラムの充実	児童相談所	家族統合に向けた指導・支援を推進する。	・支援プログラムの実施回数・家族交流実施ケース数
③ プログラム終了 後のアフターケア の充実	児童相談所	プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	・プログラム終 了後の児童福 祉司指導措置、 継続指導、市町 村移管ケース 数
④ 要保護児童対策 地域協議会による 支援の継続	市町村	・一時保護、施設措置・里親委託後の継続した 支援を実施する ・里親委託により受け入れている児童と養育 里親への支援を実施する。	・一時保護件数 ・里親委託件数 ・里親受託件数 ・施設入所件数 (含む契約入 所)

(2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

項目	取組の主体	内容	指標
① 里親委託・施設 入所措置解除に向 けた移行支援	市町村 児童相談所 里親 児童養護施 設等 民間機関	施設退所・委託解除が予定されている児童・ 家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	・対象児童数・個別ケース検討会議(支援会議)開催数
② 里親委託・施設入 所措置解除後の要 保護児童対策地域 協議会による支援 の継続	市町村 児童相談所 児童養護施 設等 (里親)	施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	・措置・委託解 除児童の要対 協への登録件 数
③ 自立・就労の安定 化支援	児童養護施設等 児童相談所 民間機関	・施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・自立援助ホームによる支援を実施する。	・支援実施回数 ・自立援助ホー ム利用者数